

令和8年2月19日

区内地域密着型通所介護事業所

区内認知症対応型通所介護事業所

各事業所 管理者様

各事業所運営法人 代表者様

品川区福祉部高齢者福祉課長 菅野 令子

令和7年度品川区介護サービス事業所燃料費高騰緊急対策支援事業の 支援期間延長について

日頃から品川区介護保険事業および区内高齢者等の支援施策等に特段のご尽力を賜り厚く御礼を申し上げます。

区では、原油価格高騰の影響を受けながらも継続して介護サービスを安定的に提供している地域密着型通所介護事業所等を支援するため、令和7年4月1日から同年9月末までを対象期間とし、利用者の送迎や居宅への訪問といったサービス提供に使用する車両の燃料費用（高騰相当分）に対し、「品川区介護サービス事業所燃料費高騰緊急対策支援金」（以下「支援金」という。）の交付申請を受け付けてまいりましたが、対象期間を令和8年3月末まで延長いたします。

つきましては、延長した令和7年10月1日から令和8年3月末までの対象期間についても支援金の交付を希望される場合は、詳細内容および手続き等について、別紙をご確認のうえ、交付申請を行っていただきたくお願い申し上げます。

担当： 品川区高齢者福祉課支援調整係 野口・高菱
eメール： chiikihoukatsu@city.shinagawa.tokyo.jp

別紙

1. 趣 旨

原油価格高騰の影響を受けながらも継続して介護サービスを提供している地域密着型通所介護事業所等を支援するため、当該事業所が利用者を送迎するために使用する自動車の燃料費用（高騰相当分）に対し、経済的負担を軽減し安定的な介護サービスの提供が継続できるよう、「品川区介護サービス事業所燃料費高騰緊急対策支援金」を交付します。

2. 支援金の交付対象事業所

区内に所在する、地域密着型通所介護事業所または認知症対応型通所介護事業所を運営する事業者あって、令和8年3月1日以降も継続してサービスを提供している事業所を交付対象事業所とします。なお、区立指定管理施設および委託事業所は対象外とします。

3. 支援金（交付額）の算定方法

[1台あたりの金額：1,700円（月額）] × [利用者の送迎に使用した、事業者保有の自動車の台数] × [月数（令和7年10月1日から令和8年3月31日のうち、最大6か月間）]

4. 交付申請の方法

交付を希望する事業者は、指定する期日（申請期限）までに品川区電子申請サービスにて交付申請を行ってください。詳細は、別添「申請の手引き」をご参照ください。

なお、複数の事業所を事業者単位で作業いただくことは可能ですが、事業所単位で申請が必要です。

5. 申請期限

令和8年3月13日（金）

ただし、特別な事情等により期限内に申請できない場合は、担当までご相談ください。

6. 交付決定

区は、申請書を受領後、内容を審査し、支援金の交付を決定した際は、申請者へ通知します。また、申請額と交付決定額が同一の場合には、支援金の交付処理を開始します。

7. 支援金受領後の処理

交付を受けた事業者は、物価高騰対策支援としての趣旨をご理解のうえ、事業者が定める方法により適切な会計処理をしてください。

また、交付後の実績報告は特に求めませんが、下記8に記載の不正な請求（本事業の趣旨を逸脱している等）の疑いがある場合には、具体的な用途等について資料の提出を求めるなど確認をさせていただく場合がありますので、予めご承知おきください。

8. その他

不正な請求があった場合には、当然に返還していただくことになります。

本事業に関する疑義は、下記担当まで電子メールにてご照会ください。また、照会の際は「件名」に「R7 品川区燃料費高騰支援金」と明記していただくようお願いいたします。

担当： 品川区高齢者福祉課支援調整係 野口・高菱
eメール： chiikihoukatsu@city.shinagawa.tokyo.jp